

平成30年度介護報酬改定等説明会資料

【(介護予防) 認知症対応型通所介護】

1	平成30年度介護報酬改定の概要(案)	1
2	指定基準の改正事項	5
3	介護報酬に係る改正事項	7
4	介護報酬の算定構造(案)	
	認知症対応型通所介護	14
	介護予防認知症対応型通所介護	15
5	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)	16

はじめに

- 平成30年度介護報酬改定等の内容は、今後、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されることとなります。本日は、その概要(案)を説明します。詳細については、省令・告示・通知等を御参照ください。
- 資料は、平成30年1月26日に開催された「第158回 社会保障審議会給付費分科会」の資料のうち各サービスに係るページを抜粋しています(平成30年3月6日に開催された「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料と同様の内容であると確認済み。)
- 正式な省令・告示・通知等は、厚生労働省の通知発出後に以下のホームページに掲載予定です。また、新たにQ&A等が発出された場合も、同じく掲載予定です。随時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県HP※>健康・福祉>介護>介護サービス事業所>報酬改定
※熊本県HP <http://www.pref.kumamoto.jp/>

熊本市HP※>分類から探す>しごと・産業・事業者向け>届出・証明・法令・規制
>介護・福祉>介護報酬改定
※熊本市HP <http://www.city.kumamoto.jp/>

平成30年3月

熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課
熊本市健康福祉局福祉部高齢介護福祉課

10. 認知症対応型通所介護

10. 認知症対応型通所介護

改定事項

- ①生活機能向上連携加算の創設
- ②機能訓練指導員の確保の促進
- ③栄養改善の取組の推進
- ④基本報酬のサービス提供時間区分の見直し
- ⑤共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し
- ⑥運営推進会議の開催方法の緩和
- ⑦設備に係る共用の明確化
- ⑧介護職員処遇改善加算の見直し

10. 認知症対応型通所介護 ①生活機能向上連携加算の創設

概要

※介護予防認知症対応型通所介護を含む

- 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、生活機能向上連携加算を創設し、認知症対応型通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをすることを評価する。

単位数

<現行>

なし

⇒

<改定後>

生活機能向上連携加算 200単位/月（新設）

※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月

算定要件等

- 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が、認知症対応型通所介護事業所を訪問し、認知症対応型通所介護事業所の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。
- リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。

10. 認知症対応型通所介護 ②機能訓練指導員の確保の促進

概要

※介護予防認知症対応型通所介護を含む

- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

算定要件等

- 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

10. 認知症対応型通所介護 ③栄養改善の取組の推進

概要	※介護予防認知症対応型通所介護を含む													
<p>ア 栄養改善加算の見直し</p> <p>○ 栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。</p> <p>イ 栄養スクリーニングに関する加算の創設</p> <p>○ 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。</p>														
単位数														
<p>○アについて</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;"><現行></td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;"><改定後></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養改善加算 150単位/回</td> <td></td> <td style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> </table> <p>○イについて</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;"><現行></td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;"><改定後></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">なし</td> <td></td> <td style="text-align: center;">栄養スクリーニング加算 5単位/回（新設） ※6月に1回を限度とする</td> </tr> </table>			<現行>	⇒	<改定後>	栄養改善加算 150単位/回		変更なし	<現行>	⇒	<改定後>	なし		栄養スクリーニング加算 5単位/回（新設） ※6月に1回を限度とする
<現行>	⇒	<改定後>												
栄養改善加算 150単位/回		変更なし												
<現行>	⇒	<改定後>												
なし		栄養スクリーニング加算 5単位/回（新設） ※6月に1回を限度とする												
算定要件等														
<p>ア 栄養改善加算</p> <p>○ 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>イ 栄養スクリーニング加算</p> <p>○ サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。</p>														

87

10. 認知症対応型通所介護 ④基本報酬のサービス提供時間区分の見直し

概要	※介護予防認知症対応型通所介護を含む
○ 認知症対応型通所介護の基本報酬は、2時間ごとの設定としているが、事業所のサービス提供時間の実態を踏まえて、基本報酬のサービス提供時間区分を1時間ごとに見直すこととする。	

単位数																																																											
[例1] 単独型事業所	[例2] 併設型事業所	[例3] 共用型事業所																																																									
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">7時間以上 8時間未満</td> <td style="text-align: center;">要介護1 985単位</td> <td style="text-align: center;">要介護2 1,092単位</td> <td style="text-align: center;">要介護3 1,199単位</td> <td style="text-align: center;">要介護4 1,307単位</td> <td style="text-align: center;">要介護5 1,414単位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7時間以上 9時間未満</td> <td style="text-align: center;">要介護1 985単位</td> <td style="text-align: center;">要介護2 1,092単位</td> <td style="text-align: center;">要介護3 1,199単位</td> <td style="text-align: center;">要介護4 1,307単位</td> <td style="text-align: center;">要介護5 1,414単位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">8時間以上 9時間未満</td> <td style="text-align: center;">要介護1 1,017単位</td> <td style="text-align: center;">要介護2 1,127単位</td> <td style="text-align: center;">要介護3 1,237単位</td> <td style="text-align: center;">要介護4 1,349単位</td> <td style="text-align: center;">要介護5 1,459単位</td> </tr> </table>	7時間以上 8時間未満	要介護1 985単位	要介護2 1,092単位	要介護3 1,199単位	要介護4 1,307単位	要介護5 1,414単位	7時間以上 9時間未満	要介護1 985単位	要介護2 1,092単位	要介護3 1,199単位	要介護4 1,307単位	要介護5 1,414単位	⇒	8時間以上 9時間未満	要介護1 1,017単位	要介護2 1,127単位	要介護3 1,237単位	要介護4 1,349単位	要介護5 1,459単位	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">7時間以上 8時間未満</td> <td style="text-align: center;">要介護1 885単位</td> <td style="text-align: center;">要介護2 980単位</td> <td style="text-align: center;">要介護3 1,076単位</td> <td style="text-align: center;">要介護4 1,172単位</td> <td style="text-align: center;">要介護5 1,267単位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7時間以上 9時間未満</td> <td style="text-align: center;">要介護1 885単位</td> <td style="text-align: center;">要介護2 980単位</td> <td style="text-align: center;">要介護3 1,076単位</td> <td style="text-align: center;">要介護4 1,172単位</td> <td style="text-align: center;">要介護5 1,267単位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">8時間以上 9時間未満</td> <td style="text-align: center;">要介護1 913単位</td> <td style="text-align: center;">要介護2 1,011単位</td> <td style="text-align: center;">要介護3 1,110単位</td> <td style="text-align: center;">要介護4 1,210単位</td> <td style="text-align: center;">要介護5 1,308単位</td> </tr> </table>	7時間以上 8時間未満	要介護1 885単位	要介護2 980単位	要介護3 1,076単位	要介護4 1,172単位	要介護5 1,267単位	7時間以上 9時間未満	要介護1 885単位	要介護2 980単位	要介護3 1,076単位	要介護4 1,172単位	要介護5 1,267単位	⇒	8時間以上 9時間未満	要介護1 913単位	要介護2 1,011単位	要介護3 1,110単位	要介護4 1,210単位	要介護5 1,308単位	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">7時間以上 8時間未満</td> <td style="text-align: center;">要介護1 518単位</td> <td style="text-align: center;">要介護2 537単位</td> <td style="text-align: center;">要介護3 555単位</td> <td style="text-align: center;">要介護4 573単位</td> <td style="text-align: center;">要介護5 593単位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7時間以上 9時間未満</td> <td style="text-align: center;">要介護1 506単位</td> <td style="text-align: center;">要介護2 524単位</td> <td style="text-align: center;">要介護3 542単位</td> <td style="text-align: center;">要介護4 560単位</td> <td style="text-align: center;">要介護5 579単位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">8時間以上 9時間未満</td> <td style="text-align: center;">要介護1 535単位</td> <td style="text-align: center;">要介護2 554単位</td> <td style="text-align: center;">要介護3 573単位</td> <td style="text-align: center;">要介護4 592単位</td> <td style="text-align: center;">要介護5 612単位</td> </tr> </table>	7時間以上 8時間未満	要介護1 518単位	要介護2 537単位	要介護3 555単位	要介護4 573単位	要介護5 593単位	7時間以上 9時間未満	要介護1 506単位	要介護2 524単位	要介護3 542単位	要介護4 560単位	要介護5 579単位	⇒	8時間以上 9時間未満	要介護1 535単位	要介護2 554単位	要介護3 573単位	要介護4 592単位	要介護5 612単位
7時間以上 8時間未満	要介護1 985単位	要介護2 1,092単位	要介護3 1,199単位	要介護4 1,307単位	要介護5 1,414単位																																																						
7時間以上 9時間未満	要介護1 985単位	要介護2 1,092単位	要介護3 1,199単位	要介護4 1,307単位	要介護5 1,414単位																																																						
⇒	8時間以上 9時間未満	要介護1 1,017単位	要介護2 1,127単位	要介護3 1,237単位	要介護4 1,349単位	要介護5 1,459単位																																																					
7時間以上 8時間未満	要介護1 885単位	要介護2 980単位	要介護3 1,076単位	要介護4 1,172単位	要介護5 1,267単位																																																						
7時間以上 9時間未満	要介護1 885単位	要介護2 980単位	要介護3 1,076単位	要介護4 1,172単位	要介護5 1,267単位																																																						
⇒	8時間以上 9時間未満	要介護1 913単位	要介護2 1,011単位	要介護3 1,110単位	要介護4 1,210単位	要介護5 1,308単位																																																					
7時間以上 8時間未満	要介護1 518単位	要介護2 537単位	要介護3 555単位	要介護4 573単位	要介護5 593単位																																																						
7時間以上 9時間未満	要介護1 506単位	要介護2 524単位	要介護3 542単位	要介護4 560単位	要介護5 579単位																																																						
⇒	8時間以上 9時間未満	要介護1 535単位	要介護2 554単位	要介護3 573単位	要介護4 592単位	要介護5 612単位																																																					

10. 認知症対応型通所介護 ⑤共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し

概要 ※介護予防認知症対応型通所介護を含む

- 共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直すこととする。【省令改正】

10. 認知症対応型通所介護 ⑥運営推進会議の開催方法の緩和

概要 ※介護予防認知症対応型通所介護を含む

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
 - i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
 - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。

10. 認知症対応型通所介護 ⑦設備に係る共用の明確化

概要 ※介護予防認知症対応型通所介護を含む

- 認知症対応型通所介護と訪問介護が併設されている場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、
 - ・ 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能
 - ・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能
 であることを明確にする。

その際、併設サービスが訪問介護である場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。【通知改正】

89

10. 認知症対応型通所介護 ⑧介護職員処遇改善加算の見直し

概要 ※介護予防認知症対応型通所介護を含む

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点等を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

算定要件等

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（※）までの間に限り算定することとする。

※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

(参考)介護職員処遇改善加算の区分

	加算(Ⅰ) (月額3万7千円相当)	加算(Ⅱ) (月額2万7千円相当)	加算(Ⅲ) (月額1万5千円相当)	加算(Ⅳ) (加算(Ⅲ)×0.9)	加算(Ⅴ) (加算(Ⅲ)×0.8)
算定要件	キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ及びⅢ + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ + 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件のいずれかを満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件のいずれも満たさず

(注)「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 「キャリアパス要件Ⅲ」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期昇給を判定する仕組みを設けること
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること
 ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

90

2 運営基準の改正事項

機能訓練指導員の要件追加

機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師（※）を追加する。個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても同様の対応を行う。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

運営推進会議の開催方法の緩和

運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。

- i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。

設備に係る共用の明確化

認知症対応型通所介護と訪問介護が併設されている場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、

- ・基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能
- ・基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能であることを明確にする。

その際、併設サービスが訪問介護である場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。

【解釈通知】※通所介護から引用

指定認知症対応型通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。

また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。

なお、設備を共用する場合、地域密着型基準第58条第2項において、指定認知症対応型通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところであるが、衛生管理等に一層努めること。

利用定員の見直し

共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直すこととする。

【基準省令】抜粋

(利用定員等)

第46条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計数が1日当たり12人以下となる数とする。

※指定基準は、各市町村の条例で定められており、関係省令の改正内容に準じて所要の改正を行うこととしています。各市町村で指定・指導を行う場合は条例が根拠となりますので、必ず所在地の各市町村のホームページ等で改正後の条例を確認してください。

3 介護報酬に係る改正事項

基本報酬（見直し）

基本報酬は、2時間ごとの設定としているが、事業所のサービス提供時間の実態を踏まえて、サービス提供時間区分を1時間ごとにし、以下のとおり見直しを行う。

【例】認知症対応型通所介護費（I）

<認知症対応型通所介護費（i）単独型の場合>

7時間以上9時間未満			7時間以上8時間未満	
区分	旧(現行)		区分	平成30年4月から
要介護1	985単位/日	➔	要介護1	985単位/日
要介護2	1,092単位/日		要介護2	1,092単位/日
要介護3	1,199単位/日		要介護3	1,199単位/日
要介護4	1,307単位/日		要介護4	1,307単位/日
要介護5	1,414単位/日		要介護5	1,414単位/日
			8時間以上9時間未満	
			区分	平成30年4月から
			要介護1	1,017単位/日
			要介護2	1,127単位/日
			要介護3	1,237単位/日
			要介護4	1,349単位/日
			要介護5	1,459単位/日

介護予防認知症対応型通所介護費（I）

<介護予防認知症対応型通所介護費（i）単独型の場合>

7時間以上9時間未満			7時間以上8時間未満	
区分	旧(現行)		区分	平成30年4月から
要支援1	852単位/日	➔	要支援1	852単位/日
要支援2	952単位/日		要支援2	952単位/日
			8時間以上9時間未満	
			区分	平成30年4月から
			要支援1	879単位/日
			要支援2	982単位/日

認知症対応型通所介護費（Ⅰ）

<認知症対応型通所介護費（ⅱ）併設型の場合>

7時間以上9時間未満		7時間以上8時間未満	
区分	旧(現行)	区分	平成30年4月から
要介護1	885単位/日	要介護1	885単位/日
要介護2	980単位/日	要介護2	980単位/日
要介護3	1,076単位/日	要介護3	1,076単位/日
要介護4	1,172単位/日	要介護4	1,172単位/日
要介護5	1,267単位/日	要介護5	1,267単位/日

8時間以上9時間未満		8時間以上9時間未満	
区分	旧(現行)	区分	平成30年4月から
要介護1	913単位/日	要介護1	913単位/日
要介護2	1,011単位/日	要介護2	1,011単位/日
要介護3	1,110単位/日	要介護3	1,110単位/日
要介護4	1,210単位/日	要介護4	1,210単位/日
要介護5	1,308単位/日	要介護5	1,308単位/日

介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）

<介護予防認知症対応型通所介護費（ⅱ）併設型の場合>

7時間以上9時間未満		7時間以上8時間未満	
区分	旧(現行)	区分	平成30年4月から
要支援1	766単位/日	要支援1	766単位/日
要支援2	855単位/日	要支援2	855単位/日

8時間以上9時間未満		8時間以上9時間未満	
区分	旧(現行)	区分	平成30年4月から
要支援1	791単位/日	要支援1	791単位/日
要支援2	882単位/日	要支援2	882単位/日

認知症対応型通所介護費（Ⅱ）共用型の場合

7時間以上9時間未満

区分	旧(現行)
要介護1	506単位/日
要介護2	524単位/日
要介護3	542単位/日
要介護4	560単位/日
要介護5	579単位/日



7時間以上8時間未満

区分	平成30年4月から
要介護1	518単位/日
要介護2	537単位/日
要介護3	555単位/日
要介護4	573単位/日
要介護5	593単位/日

8時間以上9時間未満

区分	平成30年4月から
要介護1	535単位/日
要介護2	554単位/日
要介護3	573単位/日
要介護4	592単位/日
要介護5	612単位/日

介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）共用型の場合

7時間以上9時間未満

区分	旧(現行)
要支援1	469単位/日
要支援2	496単位/日



7時間以上8時間未満

区分	平成30年4月から
要支援1	480単位/日
要支援2	508単位/日

8時間以上9時間未満

区分	平成30年4月から
要支援1	496単位/日
要支援2	524単位/日

生活機能向上連携加算（新設）

※予防含む

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、生活機能向上連携加算を新設し、認知症対応型通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをすることを評価するもの。

※平成30年4月から算定するには4月1日までに届出が必要

加算名	単位数
生活機能向上連携加算	200単位/月

※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月

※算定要件等

- 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設（※）（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）が、当該事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

【解釈通知】※通所介護から引用

- 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）が、当該指定認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当

該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。

この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院及び診療所又は介護老人保健施設、介護医療院であること。

- 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又は家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。
- 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能または生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。
- 個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上、理学療法士等が指定認知症対応型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。
- 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又は家族の意向を確認の上、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
- 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。

個別機能訓練加算（見直し）

※予防含む

機能訓練指導員の資格要件を拡大する。**※単位数の変更なし**

※算定要件等（変更に係る部分のみ）

○機能訓練指導員の対象資格に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師（※）を追加する。

↓
※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

栄養改善加算（要件緩和）

※予防含む

管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。**※単位数の変更なし**

※算定要件等（変更に係る部分のみ）

○当該事業所の従業者として又は外部（※）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

↓
※他の介護事業所、医療機関、栄養ケア・ステーション

栄養スクリーニング加算（新設）

※予防含む

管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有することを評価する。

加算名	単位数
栄養スクリーニング加算	5単位/回 ※6月に1回を限度

※算定要件等

○事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

○定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

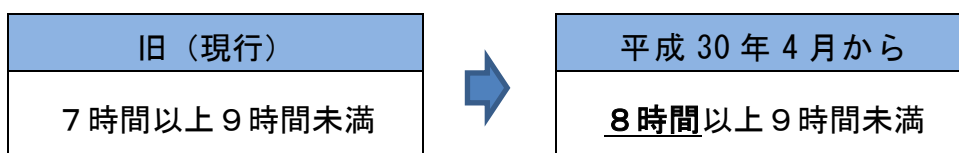
※ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定できない。

また、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定できない。

延長加算（対象サービス提供時間区分の見直し）

※予防含む

基本報酬のサービス提供時間区分の細分化に伴い、延長加算の算定対象となるサービス提供時間区分も変更となったもの。 **※単位数の変更なし**



介護職員処遇改善加算（見直し）

※予防含む

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

※詳細は、共通編で説明

※ 4 月の報酬算定に係る届出の提出期限：平成 30 年 4 月 1 日

4 介護報酬の算定構造 (案)

3 認知症対応型通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		利用者の数に 利用定員を超 える場合 又は	管理・介護職 員の員数が定 額に満たない 場合 又は	2時間以上3 時間未満の 認知症対応 型通所介護 を行う場合	3時間以上9 時間未満の 認知症対応 型通所介護 を行う場合	入浴介助を 行った場合	生活機能加 点連携加算	個別機能訓 練加算	若年認知症 利用者受 入加算	栄養改善加 算	居室スワー ンニング加 算	口腔機能向 上加算	事業所と同一 建物に居住す る要介護1以 上者から利用 する事に認知 症対応型通 所介護を行う 場合	事業所が送 迎を行わない 場合		
イ 認知症 対応型通 所介護費 (1)	(一) 3時間以上 3時間未満	要介護1 (538 単位) 要介護2 (532 単位) 要介護3 (547 単位) 要介護4 (702 単位) 要介護5 (729 単位)														
	(二) 4時間以上 5時間未満	要介護1 (564 単位) 要介護2 (520 単位) 要介護3 (678 単位) 要介護4 (735 単位) 要介護5 (792 単位)		×63/100												
	(三) 6時間以上 8時間未満	要介護1 (649 単位) 要介護2 (641 単位) 要介護3 (1,031 単位) 要介護4 (1,122 単位) 要介護5 (1,216 単位)														
	(四) 8時間以上 9時間未満	要介護1 (671 単位) 要介護2 (665 単位) 要介護3 (1,057 単位) 要介護4 (1,151 単位) 要介護5 (1,245 単位)														
	(五) 7時間以上 7時間未満	要介護1 (885 単位) 要介護2 (1,092 単位) 要介護3 (1,199 単位) 要介護4 (1,307 単位) 要介護5 (1,414 単位)														
	(六) 8時間以上 9時間未満	要介護1 (1,017 単位) 要介護2 (1,127 単位) 要介護3 (1,237 単位) 要介護4 (1,349 単位) 要介護5 (1,459 単位)														
	(一) 3時間以上 3時間未満	要介護1 (487 単位) 要介護2 (538 単位) 要介護3 (564 単位) 要介護4 (639 単位) 要介護5 (682 単位)	×70/100	×70/100												
	(二) 4時間以上 5時間未満	要介護1 (510 単位) 要介護2 (561 単位) 要介護3 (612 単位) 要介護4 (682 単位) 要介護5 (719 単位)			×63/100											
	(三) 6時間以上 8時間未満	要介護1 (764 単位) 要介護2 (645 単位) 要介護3 (927 単位) 要介護4 (1,007 単位) 要介護5 (1,086 単位)														
	(四) 8時間以上 9時間未満	要介護1 (783 単位) 要介護2 (667 単位) 要介護3 (951 単位) 要介護4 (1,032 単位) 要介護5 (1,113 単位)														
	(五) 7時間以上 7時間未満	要介護1 (885 単位) 要介護2 (980 単位) 要介護3 (1,076 単位) 要介護4 (1,172 単位) 要介護5 (1,267 単位)														
	(六) 8時間以上 9時間未満	要介護1 (913 単位) 要介護2 (1,011 単位) 要介護3 (1,110 単位) 要介護4 (1,210 単位) 要介護5 (1,308 単位)														
	(1) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (264 単位) 要介護2 (274 単位) 要介護3 (282 単位) 要介護4 (282 単位) 要介護5 (302 単位)														
	(2) 4時間以上 5時間未満	要介護1 (278 単位) 要介護2 (287 単位) 要介護3 (296 単位) 要介護4 (305 単位) 要介護5 (316 単位)			×63/100											
	(3) 5時間以上 6時間未満	要介護1 (441 単位) 要介護2 (456 単位) 要介護3 (473 単位) 要介護4 (489 単位) 要介護5 (505 単位)														
	(4) 6時間以上 7時間未満	要介護1 (453 単位) 要介護2 (469 単位) 要介護3 (485 単位) 要介護4 (501 単位) 要介護5 (517 単位)														
	(5) 7時間以上 8時間未満	要介護1 (518 単位) 要介護2 (537 単位) 要介護3 (555 単位) 要介護4 (573 単位) 要介護5 (593 単位)														
	(6) 8時間以上 9時間未満	要介護1 (539 単位) 要介護2 (554 単位) 要介護3 (573 単位) 要介護4 (592 単位) 要介護5 (612 単位)														
	ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1)イ (1回につき 18単位を加算)														
		(2) サービス提供体制強化加算(1)ロ (1回につき 12単位を加算)														
(3) サービス提供体制強化加算(2) (1回につき 6単位を加算)																
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位×104/1000)															
	(2) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき +所定単位×76/1000)															
	(3) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき +所定単位×42/1000)															
	(4) 介護職員処遇改善加算(4) (1月につき +(3)×90/100)															
	(5) 介護職員処遇改善加算(5) (1月につき +(3)×80/100)															
		注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計														

「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		利用者の数が利用定員を超える場合	又は	介護-介護職員員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	3時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	入浴介助を行った場合	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	実業入アワーロッキング加算	口腔機能向上加算	事業所が同一建物に存在する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合	事業所が遠近を行わない場合	
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(1)	(1) 認知症対応型通所介護費(1) (旧単独型)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1 (471 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	1日につき+50単位	1日につき+7単位	1日につき+60単位	1月につき+150単位	1日につき+150単位(6月に1回を原度)	1日につき+150単位(月2回を原度)	1日につき+94単位	片道につき+47単位		
		要介護2 (521 単位)														
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1 (493 単位)													
		要介護2 (546 単位)														
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1 (735 単位)													
		要介護2 (821 単位)														
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1 (754 単位)													
		要介護2 (842 単位)														
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1 (852 単位)													
		要介護2 (952 単位)														
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1 (879 単位)													
		要介護2 (982 単位)														
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(1) (旧併設型)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1 (425 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	1日につき+50単位	1日につき+7単位	1日につき+60単位	1月につき+150単位	1日につき+150単位(6月に1回を原度)	1日につき+150単位(月2回を原度)	1日につき+94単位	片道につき+47単位		
		要介護2 (472 単位)														
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1 (445 単位)													
		要介護2 (494 単位)														
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1 (661 単位)													
		要介護2 (737 単位)														
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1 (678 単位)													
		要介護2 (756 単位)														
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1 (766 単位)													
		要介護2 (855 単位)														
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1 (791 単位)													
		要介護2 (882 単位)														
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(2)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (245 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	1日につき+50単位	1日につき+7単位	1日につき+60単位	1月につき+150単位	1日につき+150単位(6月に1回を原度)	1日につき+150単位(月2回を原度)	1日につき+94単位	片道につき+47単位			
	要介護2 (259 単位)															
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 (257 単位)														
	要介護2 (271 単位)															
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 (409 単位)														
	要介護2 (432 単位)															
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 (420 単位)														
	要介護2 (443 単位)															
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 (480 単位)														
	要介護2 (508 単位)															
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 (496 単位)														
	要介護2 (524 単位)															
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1)イ (1回につき 18単位を加算)															
	(2) サービス提供体制強化加算(1)ロ (1回につき 12単位を加算)															
	(3) サービス提供体制強化加算(2) (1回につき 6単位を加算)															
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×104/1000)															
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×76/1000)															
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×42/1000)															
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)×90/100)															
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)×80/100)															

「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

(別紙1-3)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の	該当する	体制等	割引		
各サービス共通			地域区分	1 1級地 4 6級地	6 2級地 7 3級地 9 7級地 5 その他	2 4級地 3 5級地	1 なし 2 あり	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員				
72 認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型		時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可			1 なし 2 あり	
			入浴介助体制	1 なし 2 あり				
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり				
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり				
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり				
			栄養改善体制	1 なし 2 あり				
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり				
			サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ				
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員				
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可				
			入浴介助体制	1 なし 2 あり				
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり				
74 介護予防認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型		個別機能訓練体制	1 なし 2 あり				
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり				
			栄養改善体制	1 なし 2 あり				
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり				
			サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ				
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				